

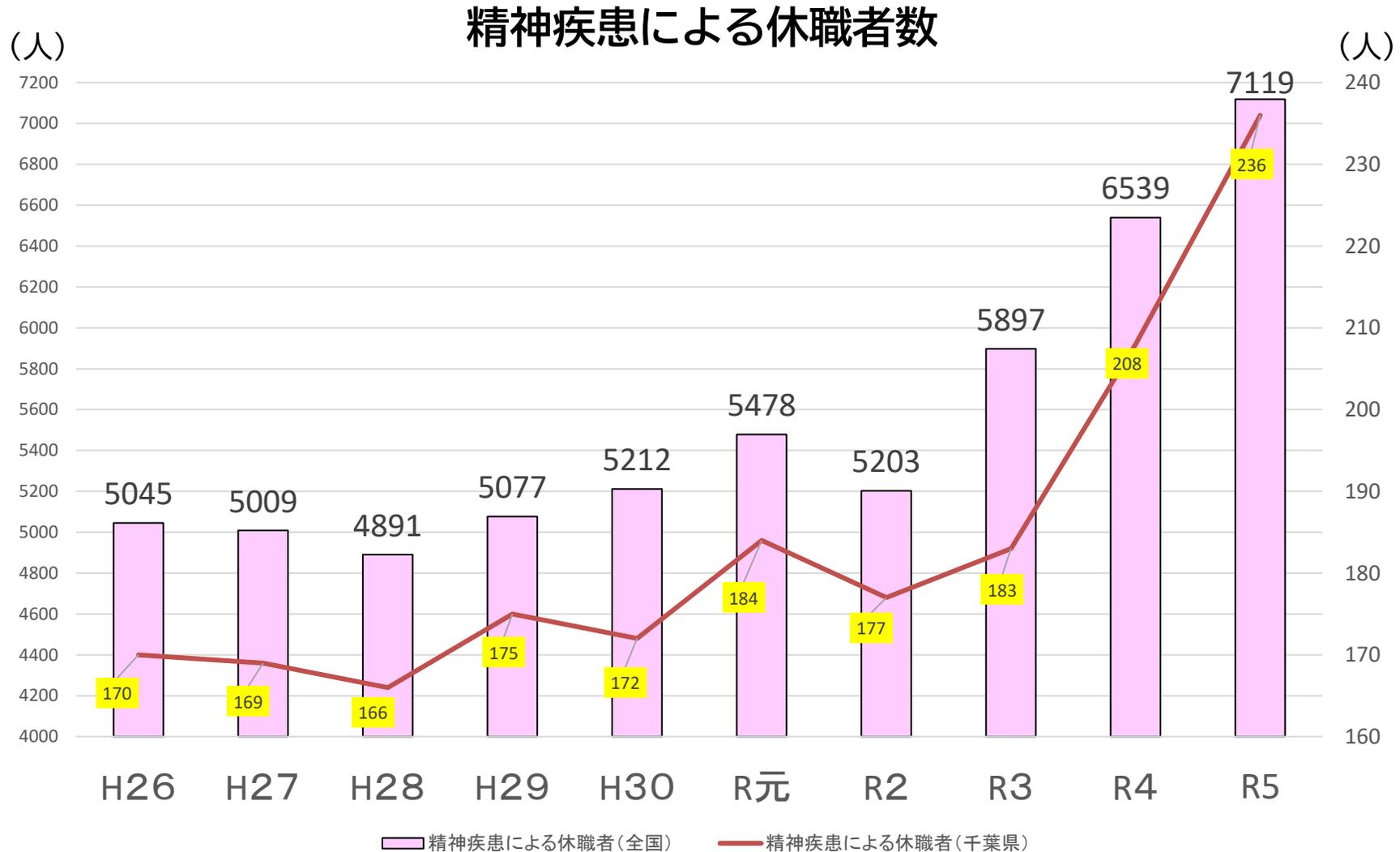
行政説明

公立学校教職員の メンタルヘルスの現状・県の施策

千葉県教育庁教育振興部

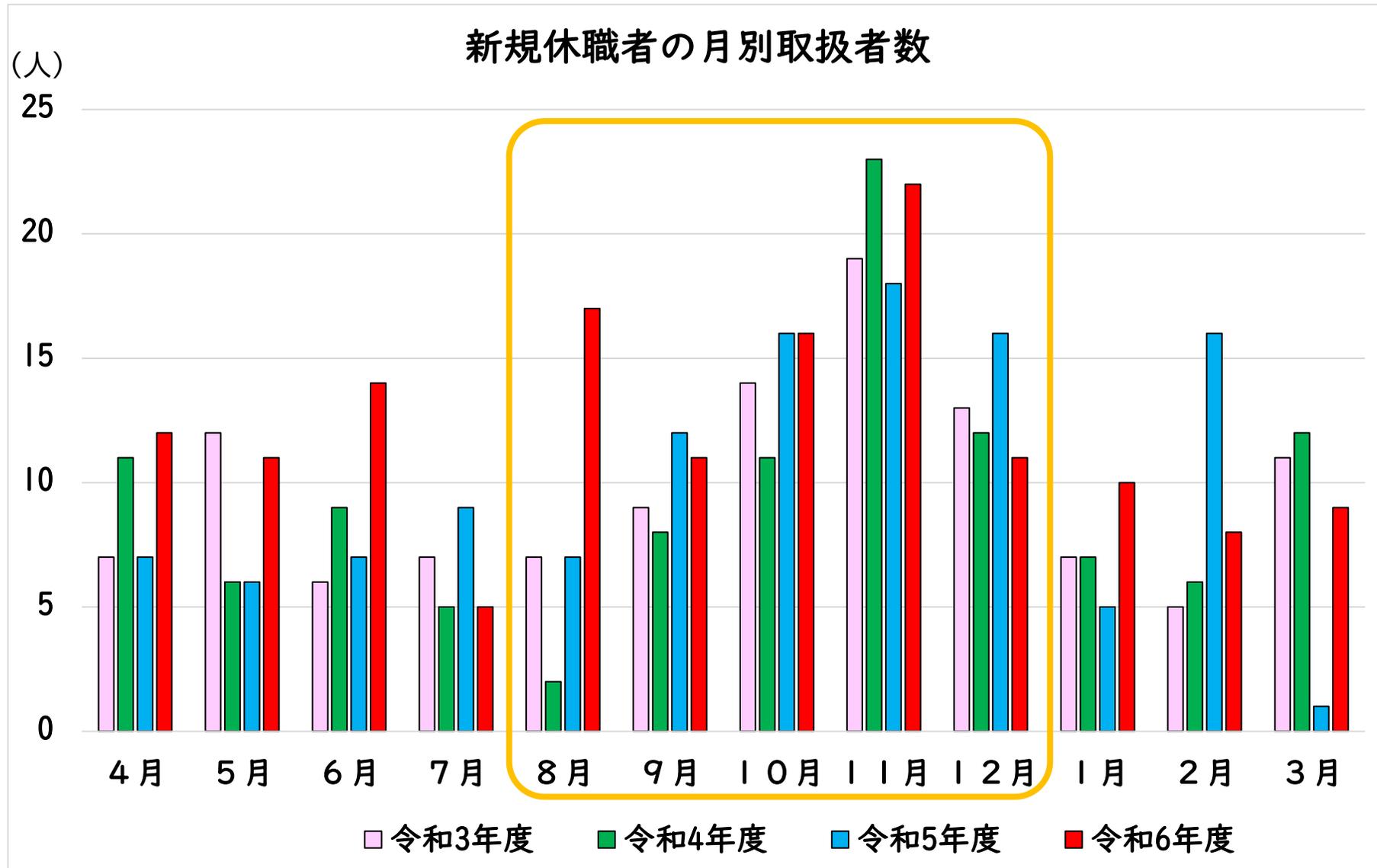
教育振興部保健体育課 保健班

精神疾患休職者数の推移



(出典:文部科学省 令和5年度教育職員に係る懲戒処分等の状況について)

精神疾患休職者数の推移



千葉県教育委員会メンタルヘルスプラン

平成22年3月策定

令和3年3月改訂 計画期間:令和3～7年度

【内容】

- I メンタルヘルスプランの位置づけ
- II メンタルヘルスプラン改訂の背景(現状と課題)
- III メンタルヘルスプランの基本的な考え方
- IV メンタルヘルス対策の推進
- V メンタルヘルス対策の推進体制 等

3つの予防段階

4つのケア

	1次予防	2次予防	3次予防
セルフケア	<ul style="list-style-type: none"> メンタルヘルス啓発資料「こころ さわやかに」・「ストレス自己診断表」の活用 ストレスチェックの実施・活用 県の相談窓口（ハラスメント相談窓口）の活用 年代別悉皆研修会におけるメンタルヘルス講習 		
ラインによるケア	<ul style="list-style-type: none"> 教職員メンタルヘルス研修会（管理職対象） メンター研修会 ストレスチェック制度の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・集団分析 ・職場環境改善 メンタルヘルス対策強化期間の設定 		
職場内 専門家によるケア	<ul style="list-style-type: none"> 職場内の労働安全衛生委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・職場環境改善 高ストレス者への 医師による面接指導 		
外部の相談 医療機関等によるケア	<ul style="list-style-type: none"> 公立学校共済組合によるメンタルヘルス対策 <ul style="list-style-type: none"> ・電話・面談メンタルヘルス相談 ・Web相談（こころの相談） ・教職員こころの健康相談 ・SNS相談（チャット相談） 		
			職場復帰支援 <ul style="list-style-type: none"> ・休職中のケア ・職場復帰の判断 ・職場復帰プランの実施 ・職場復帰の決定

2つを同時に！

- ①全職員への対応
- ②不調者への対応

3つの予防段階



4つのケア

【3つの予防段階】

3つの予防段階	具体的内容
一次予防 心の健康の保持増進	○職員の心身の健康を保持・増進し、職場不適応状態にさせない、あるいはその恐れが生じたときに職場不適応状態に陥ることを回避する。
二次予防 心の不健康な状態への早期対応	○心の不調をはじめとする職場不適応状態に陥った職員を早期に発見し、早期に治療等の適切な措置が講じられるようにする。
三次予防 円滑な職場復帰と 復帰後の再発防止	○心の不調をはじめとする職場不適応状態のために療養していた職員が職場復帰する際、その円滑な復帰を図るとともに、再び職場不適応状態に陥ることを防止する。復帰後も再発の早期発見、迅速な対応に努める。

【4つのケア】

4つのケア	具体的内容
セルフケア	○ 職員自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスに気づき、適切にコントロールする。
ラインによるケア	○ 職員と日常的に接する 管理監督者 が、心の健康に関して職場環境等の改善や職員に対する相談を行う。
職場内の専門家によるケア	○ 産業医・健康管理医や衛生管理者等が職場のメンタルヘルスケアの提言を行うとともにその推進を担い、職員及び 管理監督者 を支援する。
外部の相談・医療機関等によるケア	○ 外部の相談機関や医療機関を活用し、その支援を受ける。

ラインによるケア

- ① 職員の勤務状況の把握と改善
 - ・勤務時間、健康状態の把握
 - ・業務改善
- ② 良好な職場環境・雰囲気醸成
 - ・悩みを話し合い、サポートし合える環境
 - ・メンターを指名し、組織で対応
- ③ メンタルヘルスケアに関する研修等の実施
 - ・研修会の実施や情報提供
 - ・管理職対象メンタルヘルス研修会の活用

公立学校職員健康審査会（神経・精神部会）

教育委員会から諮問を受けた学校職員の健康状態のうち、神経・精神疾患に関するものについて審査する。

（千葉県公立学校職員健康審査会神経・精神部会の審査及び運営要項）

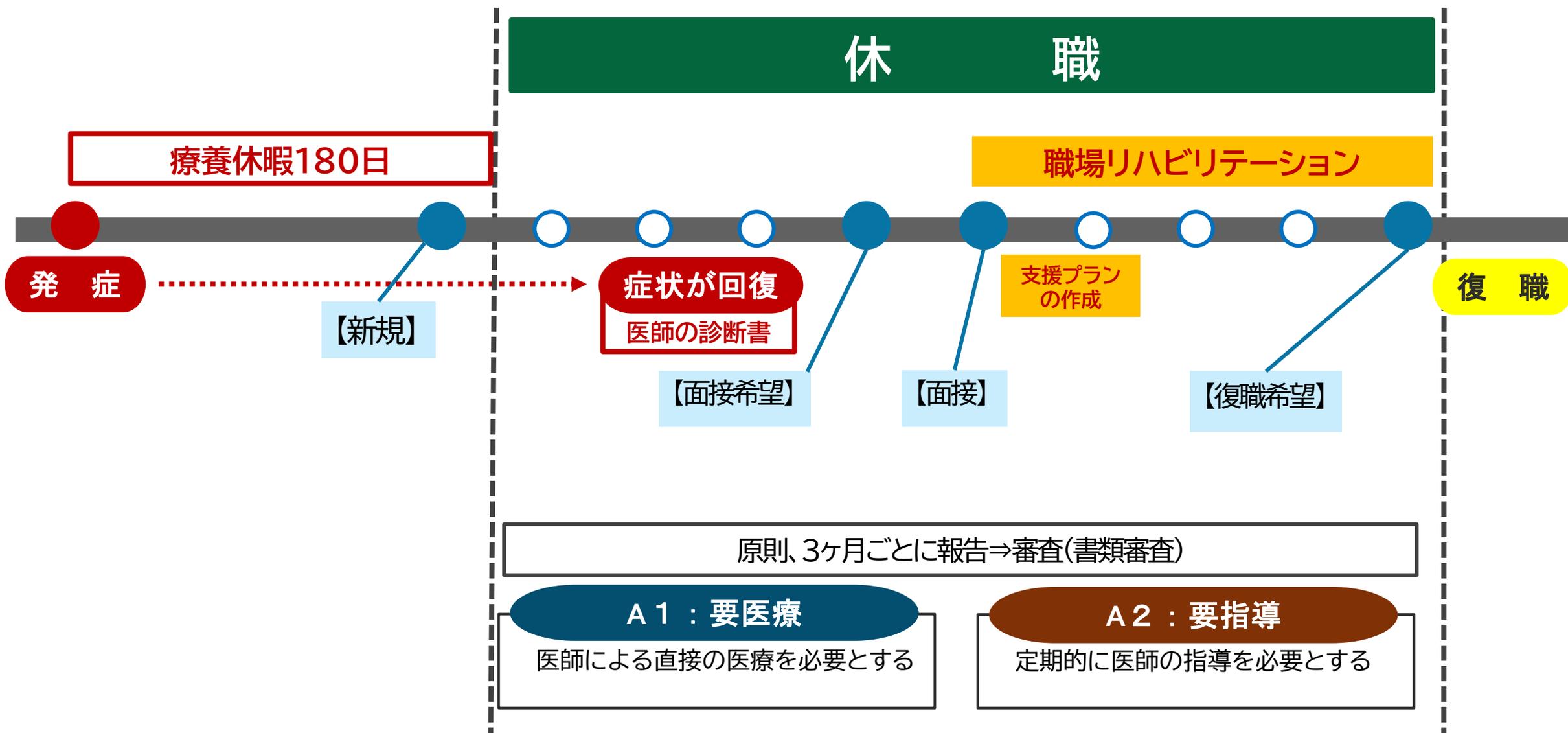
【対象】（千葉市を除く）

○公立学校教職員

※職員の給与に関する条例（昭和27年千葉県条例第50号）第1条の2第3項に規定する学校職員

（千葉県公立学校職員健康審査会設置条例）

公立学校職員健康審査会（神経・精神部会）



職場リハビリテーション

- 休職のまま実施し、職場への適応性を確認。
- 職場で受け持つ役割を果たし得るだけの能力及び安定性の回復状況を観察する。
- 校長は主治医の指示に基づき、6ヶ月以内の期間で実施する。(延長可)
- 校長は、本人や家族及び主治医と密接な連携を取り、職場復帰支援プランを立てる。
- 校長は、常に被審査者を指導・監督し、併せて職場の職員等に協力を求める。

職場復帰支援プランの作成

段階	プランの実施内容（例）
第1段階	○学校生活に慣れる。 ・週2日、3時間程度の勤務 ・負担の少ない事務作業
第2段階	○小集団の指導補助を行う。 ・週3日、給食まで低度の勤務 ・個別や少人数集団の指導補助
第3段階	○適時、単独授業を行う。 ・週4日、5時間目までの勤務 ・チームティーチングのT ₂ ・適時、T ₁ で授業を実施
最終段階	○単独で授業を行う。 ・フルタイム勤務 ・T ₁ で授業を実施

徐々に量・質を増やしていく



復 職